

○伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱

平成13年7月27日要綱第9号

改正

平成17年12月13日要綱第24号

平成22年3月31日告示第27号

平成29年9月28日告示第69号

令和6年4月1日告示第37号

伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商工観光業の振興を図るために商工観光事業者が主体的、積極的に行う産業活性化及び地域経済の発展に寄与する事業に対し、補助金等の交付に関する規則（平成5年伊根町規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 商工業振興事業
- (2) 観光業振興事業
- (3) その他町長が特に必要と認める事業

(補助対象経費、補助金額等)

第3条 補助の対象となる実施主体、経費（消費税を除く。）、補助金額等は別表第1に定めるところによる。ただし、国、京都府等が実施する類似補助制度により助成を受けている者及び伊根町開業支援金交付要綱（平成22年伊根町告示第24号）により支援金の交付を受けている者は、補助の対象とはしないものとする。

(事業計画認定申請書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ伊根町商工会の審査を経て事業計画認定申請書を町長に提出しなければならない。ただし、別表第1「事業創生型」欄に該当する事業又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者（以下、「小規模事業者」という。）は、当該認定申請書の提出を省略することができる。

2 審査基準は、別表第2に定めるところによる。

3 事業計画には、次の事項を定めるものとし、様式は任意で作成するものとする。

- (1) 現状と課題
- (2) 事業内容
- (3) 経営目標
- (4) 地域経済への波及効果
- (5) その他必要な事項

(事業計画の認定の可否)

第5条 町長は、前条の計画認定申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が定める日までに商工観光業振興対策事業補助金交付申請書に関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、補助金申請書を受理したときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認

めたときは速やかに交付決定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業内容を変更しようとするときは、商工観光業振興対策事業補助金変更承認申請書を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は事業が完了したときは、速やかに商工観光業振興対策事業補助金実績報告書を町長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 申請者は事業が完了した翌年から3年間、事業計画の進捗状況等について商工会を経由して町長に毎年4月末までに1回報告するものとする。ただし、第4条ただし書の規定により事業計画認定申請書の提出を省略した事業者は、直接、町長に報告するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この補助金の交付を取り消し又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 事業計画の認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (2) 交付決定前に事業に着手したとき。
- (3) 本事業の実施にあたり不正行為があったとき。
- (4) 廃業若しくは営業の実態が確認できないとき。
- (5) 前号各号に掲げる場合のほか町長が不適当と認めたとき。

(報告の徴収)

第12条 町長は、上記以外に必要な応じて補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、調査を行うことができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第21条ただし書の規定により町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する町長が別に定めるものは、1品の取得価格又は効用の増加価格が10万円以上のものとする。

2 規則第21条規定による町長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項に規定する財産処分の申請があったときは、別に定める承認基準により決定し、申請者に通知するものとする。

(書類の整備)

第14条 申請者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 申請者は、補助事業により取得した財産について、取得財産等管理台帳を作成し第9条に規定する実績報告書に併せて町長に提出するとともに適切に管理しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年度事業から適用する。

附 則 (平成17年12月13日要綱第24号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則 (平成22年3月31日告示第27号)

この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則（平成29年9月28日告示第69号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成30年度予算から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前に伊根町地域おこし起業支援補助金交付要綱（平成28年告示第76号）及び伊根町景観支援整備事業補助金交付要綱（平成29年告示第6号）に基づき、補助金交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日告示第37号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 商工業振興事業

補助対象事業	事業創生型	設備投資型
事業内容	商工業の経営改善又は振興に資する事業で、新商品の開発、販路開拓、共同店舗化等地域振興に寄与できると認められる事業	
実施主体	1 町内に住所を有する個人事業主並びに町内に本店を有する法人 2 上記1で構成する町長が適当と認める団体	
補助対象経費	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上料、その他町長が特に必要と認める経費	設備投資費（ただし、車両及び土地の取得に係る費用は除く。）
補助金額	補助対象経費の2分の1以内の額（75万円を上限）又は町長が認めた額	補助対象経費の10分の3以内の額（300万円を上限）又は町長が認めた額
採択要件	1 補助対象経費の合計額30万円以上の事業 2 過去にこの補助金の採択を受けていない事業者	1 補助対象経費の合計額50万円以上の事業 2 過去にこの補助金の採択を受けていない事業者

2 観光振興事業

補助対象事業	事業創生型	設備投資型
事業内容	観光業の経営改善又は振興に資する事業で、誘客宣伝、販路開拓、事業者間の連携等地域振興に寄与できると認められる事業	
実施主体	1 町内に住所を有する個人事業主並びに町内に本店を有する法人 2 上記1で構成する町長が適当と認める団体	
補助対象経費	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上	設備投資費（ただし、車両及び土地の取得に係る費用は除く。）

	料、その他町長が特に必要と認める経費	
補助金額	補助対象経費の2分の1以内の額（75万円を上限）又は町長が認めた額	補助対象経費の10分の3以内の額（300万円を上限）又は町長が認めた額
採択要件	1 補助対象経費の合計額30万円以上の事業 2 過去にこの補助金の採択を受けていない事業者	1 補助対象経費の合計額50万円以上の事業 2 過去にこの補助金の採択を受けていない事業者

3 その他商工観光業の振興に資する事業

補助対象事業	イベント出展型	空き家活用型
事業内容	商工観光業の振興に資するため、町外で開催されるイベントへの出展	空き家を活用して社宅、寮など従業員の雇用の確保を行う事業（空き家とは、伊根町空き家情報管理システムに登録のある物件をいう。）
事業主体	1 町内に住所を有する個人事業主並びに町内に本店を有する法人 2 上記1で構成する町長が適当と認める団体	町内に住所を有する個人事業主並びに町内に本店又は支店、営業所若しくは店舗（賃貸借を含む）を有する法人
補助対象経費	委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場等借上料、その他町長が特に必要と認める経費	工事請負費
補助金額	補助対象経費の2分の1以内の額（15万円又は当該イベントでの売上金額の少ない額を上限）又は町長が認めた額	補助対象経費の10分の3以内の額（300万円を上限）又は町長が認めた額
採択要件	国、地方公共団体又は国、地方公共団体が構成員となっている団体が主催するイベントへの出展	補助対象経費の合計額50万円以上の事業

別表第2（第4条関係）

伊根町商工観光業振興対策事業に係る事業計画審査基準

伊根町商工会は、伊根町商工観光業振興対策事業に係る事業計画について、下記の基準により審査を行う。
1 事業計画の内容及び目標、実施時期等が適切であること

- | |
|--|
| (1) 事業の内容について実効性があること。
(2) 適切な目標を掲げていること。
(3) 実施時期が適切であること。
(4) 店舗等の増築、改修を行う事例の場合は、規模及び構造が事業目的に合致しているものであること。
(5) 資金調達、収支計画等が適切なものであること。 |
|--|

2 事業の実施体制について

- | |
|---------------------------------|
| (1) 申請者が商工会の経営指導、診断等の参画を同意すること。 |
|---------------------------------|

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 1 号の 1（第 4 条関係）

年 月 日

伊根町長 様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

伊根町商工観光業振興対策事業に係る事業計画認定申請書

伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成 13 年伊根町要綱第 9 号）第 4 条の規定により、事業計画の認定を願いたく関係書類を添えて申請します。

記

1 添付資料

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書(収入及び支出内訳書)
- (3) 決算書又は確定申告書写し(三期分)
- (4) 同意書及び誓約書
- (5) 見積書又は設計書等(事業費が確認できる書類)
- (6) 設計図面、イメージ図、写真等で事業の概要がわかる資料
- (7) その他申請に必要な書類 ※その他申請に必要な書類は、補助対象事業によって異なります。

事業計画

屋 号 ・ 法 人 名	
氏名・代表者職氏名	
従 業 員 数	人 資本金等 千円
所 在 地	【本店】 〒 - TEL() - 【町内支店・営業所・店舗】 *本店が伊根町外の場合に記載 〒 - 京都府与謝郡伊根町字 町内支店等名： TEL() -
主 た る 事 業	
創業（事業開始）年 月	☐ 既に事業を行っている事業者 _____年__月 ☐ 新規開業者
補 助 申 請 事 業 名	
補助申請事業種目	☐ 商工業振興事業 ☐ 観光振興事業 ☐ その他(☐ イベント出展 ☐ 空家活用)
補助事業予定期間	_____年 ____月 ____日から _____年 ____月 ____日まで
補 助 申 請 事 業 内 容	【現状・課題】 【内容】 【効果】
経 営 目 標	【経営目標】 *売上高、経常利益や顧客数など当該事業による経営目標を記述。
補助申請事業が地域経済へ与える波及効果の予測	

様式第1号の3（第4条関係）

収 支 計 画 書

1 収入内訳書

(単位:円)

区 分	金 額
〈自己資金〉	
〈借入金〉	
〈町補助金〉	
〈その他〉	
合 計	

2 支出内訳書

(単位:円)

区 分*見積書類ごとに記入する	金 額
〈支払予定先・見積事業者〉 〈内容〉	
小 計 消費税	
合 計	

年 月 日

伊根町商工会会長 様

伊根町長 様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

伊根町商工観光業振興対策事業の進捗に必要な情報の共有化に関する承諾書

私（当社）は、伊根町及び伊根町商工会が伊根町商工観光業振興対策事業の事務進捗確認を行うにあたり、その事務進捗確認に必要な情報を伊根町及び伊根町商工会が共有化することを承諾します。

なお、共有化を承諾する情報は下記のとおりとします。

記

1 共有化情報の承諾項目

- (1)伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成 13 年伊根町要綱第 9 号。
以下「要綱」という。）で定める申請書類及び添付書類
- (2)要綱第 9 条で定める実績報告書類及び添付書類

様式第 1 号の 5（第 4 条関係）

誓 約 書

伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成 1 3 年伊根町要綱第 9 号）に基づき、 年 月 日に認定申請した事業計画について、当該計画が認定された際には、下記のことを遵守することを誓約いたします。

- 1 伊根町商工会へ事業の実施状況を報告し、経営指導を受けます。
- 2 事業完了後の翌年から 3 年間、事業計画の遂行状況について伊根町商工会を経由して伊根町へ報告します。
- 3 伊根町屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、伊根町の景観形成事業に積極的に協力します。

年 月 日

伊根町長	様
伊根町商工会会長	様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 2 号の 1（第 5 条関係）

番号
年 月 日

様

伊根町長

伊根町商工観光業振興対策事業に係る事業計画の認定について（通知）

年 月 日付けで提出のありました事業計画認定申請書について、伊根町商工観光業振興対策事業交付要綱（平成 13 年伊根町要綱第 9 号）の規定に基づき審査した結果、認定することとしましたので通知します。
様式第 2 号の 2（第 5 条関係）

番号
年 月 日

様

伊根町長

伊根町商工観光業振興対策事業に係る事業計画の認定について（通知）

年 月 日付けで提出のありました事業計画認定申請書について、伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成 13 年伊根町要綱第 9 号）の規定に基づき審査した結果、下記の理由により認定しないことを決定しましたので通知します。

記

理由

様式第3号（第6条関係）
様式第3号の1（第6条関係）

年 月 日

伊根町長

様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり伊根町商工観光業振興対策事業を実施したいので伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成13年伊根町要綱第9号）第6条の規定により、補助金の交付を願いたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目 ☐商工業振興事業 ☐観光振興事業
☐その他（ ）

2 事業の概要

- 3 事業予定期間 着手 年 月 日から
完了 年 月 日まで

- 4 補助金申請額 , 000円

補助対象経費	補助率	補助金申請額
	/	, 000

5 添付資料

【事業計画認定を受けた事業者】

- (1)事業計画認定書の写し
(2)その他申請に必要な書類 ※その他申請に必要な書類は、補助申請事業、事業内容によって異なります。

【事業計画認定を省略した事業者】

- (1)事業計画書
(2)収支計画書
(3)決算書又は確定申告書写し(三期分)
(4)同意書及び誓約書
(5)見積書、設計書等(事業費が確認できる書類)
(6)設計図面、イメージ図、写真等で事業の概要がわかる資料類
(7)その他申請に必要な書類 ※その他申請に必要な書類は、補助申請事業、事業内容によって異なります。

事業計画

屋 号 ・ 法 人 名			
氏名・代表者職氏名			
従 業 員 数	人	資本金等	千円
所 在 地	【本店】 〒 - TEL() - 【町内支店・営業所・店舗】*本店が伊根町外の場合に記載 〒 - 京都府与謝郡伊根町字 町内支店等名： TEL() -		
主 た る 事 業			
創業（事業開始） 年 月	☐ 既に事業を行っている事業者 _____年__月 ☐ 新規開業者		
補 助 申 請 事 業 名			
補助申請事業種目	☐ 商工業振興事業 ☐ 観光振興事業 ☐ その他(☐ イベント出展 ☐ 空家活用)		
補助事業予定期間	_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで		
補 助 申 請 事 業 内 容	【現状・課題】 【内容】 【効果】		
経 営 目 標	【経営目標】*売上高、経常利益や顧客数など当該事業による経営目標を記述。		
補助申請事業が地域経済へ与える波及効果の予測			

様式第3号の3（第6条関係）

収 支 予 算 書

1 収入内訳書

（単位：円）

区 分	金 額
〈自己資金〉	
〈借入金〉	
〈町補助金〉	
〈その他〉	
合 計	

2 支出内訳書

（単位：円）

区 分*見積書類ごとに記入する	金 額
〈支払予定先・見積事業者〉 〈内容〉	
小 計 消費税	
合 計	

年 月 日

伊根町長 様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

伊根町商工観光業振興対策事業の進捗に必要な情報の共有化に関する承諾書

私（当社）は、伊根町が伊根町商工観光業振興対策事業の事務進捗確認を行うにあたり、その事務進捗確認に必要な情報を伊根町及び伊根町商工会が共有化することを承諾します。

なお、共有化を承諾する情報は下記のとおりとします。

記

1 共有化情報の承諾項目

- (1)伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成 1 3 年伊根町要綱第 9 号。
以下「要綱」という。）で定める申請書類及び添付書類
- (2)要綱第 9 条で定める実績報告書類及び添付書類

様式第3号の5（第6条関係）

誓 約 書

伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成13年伊根町要綱第9号）に基づき、
年 月 日に交付申請書に添付した事業について、当該補助金の交付決定を受けた際には、下記のことを遵守することを誓約いたします。

- 1 伊根町へ事業の実施状況を報告し、場合によっては伊根町商工会の経営指導を受けます。
- 2 事業完了後の翌年から3年間、事業計画の遂行状況を伊根町へ報告します。
- 3 伊根町屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、伊根町の景観形成事業に積極的に協力します。

年 月 日

伊根町長

様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

伊根町指令 第 号

伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊根町商工観光業振興対策事業補助金については、伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成13年伊根町要綱第9号）に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊根町長

様

1 交付決定額

円

2 条件

- (1) 当該補助金の交付の決定を受けた者は、補助金等の交付に関する規則（平成5年伊根町規則第9号）及び伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成13年伊根町要綱第9号。以下「要綱」という。）に従うこと。
- (2) 要綱第10条の規定により、事業完了後3年間、事業計画の遂行状況について伊根町へ報告すること。
- (3) 伊根町屋外広告物条例を遵守すること。

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

伊根町長

様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

伊根町商工観光業振興対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け伊根町指令 第 号で交付決定通知のあった上記補助金に係る事業の内容を下記のとおり変更したいので、伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成13年伊根町要綱第9号）第8条の規定により承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

	変更前	変更後
総 事 業 費	円	円
交 付 申 請 額	円	円
事 業 実 施 期 間		
事 業 概 要		

※変更内容に応じ、変更前と変更後がわかるように記載すること。

1 添付資料

- (1) 変更事業計画書及び事業計画認定書の写し
(経営目標、雇用目標等が大幅に変更を生じる場合に必要)
- (2) 変更設計書又は変更見積書（変更の内容が確認できる書類）
- (3) 変更収支予算書

※添付資料は補助対象事業によって異なります。

様式第6号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

伊根町長

様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

伊根町商工観光業振興対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け伊根町指令 第 号により交付決定を受けた上記事業を完了したので、伊根町商工観光業振興対策事業補助金交付要綱（平成13年伊根町要綱第9号）第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 事業種目 ☐商工業振興事業 ☐観光振興事業
☐その他（ ）

2 事業の概要

3 事業実施期間 着手 年 月 日から
完了 年 月 日まで

4 交付決定額 円

5 補助金実績額 円

4 添付資料

(1)完成写真

(2)支払証拠書類

(3)事業実施概要報告書

(4)収支精算書

(5)その他参考となる書類

伊根町商工観光業振興対策事業実施概要報告書

事業者	屋 号 ・ 法 人 名	
	氏名・代表者職氏名	
事 業 内 容		
実 施 状 況		

収 支 精 算 書

1 収入内訳書

(単位:円)

区 分	金 額
〈自己資金〉	
〈借入金〉	
〈町補助金〉	
〈その他〉	
合 計	

2 支出内訳書

(単位:円)

区 分*支払証拠書類ごとに記入する	金 額
〈支払先〉 〈内容〉	
小 計 消費税	
合 計	

様式第7号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

伊根町長

様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

伊根町商工観光業振興対策事業に係る事業計画の遂行状況について（報告）

上記事業に係る事業計画の遂行状況について、伊根町商工観光業振興対策事業補助金
交付要綱（平成13年伊根町要綱第9号）第10条の規定により、別紙のとおり報告し
ます。

伊根町商工観光業振興対策事業遂行状況書

事業状況

屋 号 ・ 法 人 名	
氏名・代表者職氏名	
事 業 状 況 ※該当区分に○	事業継続中 事業休止 事業廃業
事 業 年 度	月～ 月 ※個人事業の場合は、1月～12月と記載する。
事 業 の 概 要	(補助金事業実績報告書に記載した内容)
事業計画達成状況	(補助金受給後から現在に至るまでの事業実施状況を記載する)
補助金の効果及び 現在の課題等	(補助金が収益に与えた効果、計画の達成状況や今後の課題等を記載する)

※事業計画認定を受けた事業者は、伊根町商工会による経営診断、指導書等の写し等を添付

経理状況

(単位：円)

	n-1年(度)	補助年度 n年(度)	n+1年(度)	n+2年(度)	n+3年(度)
売 上 金 額					
売 上 原 価					
差引額 (A)					
経 費 計 (B)					
営業所得 (C) (A) - (B)					

※各事業年度（個人事業主は年）の法人税申告書又は確定申告書第一表及び青色申告決算書若しくは収支計算書を添付してください。（確定申告書は、税務署受付印があるもの（電子申告の場合は、受付日時、受付番号の記載があるもの）

様式第 8 号（第 13 条関係）

様式第 8 号（第 13 条関係）

年 月 日

伊根町長 様

住 所 ・ 所 在 地

屋 号 ・ 法 人 名

氏名・代表者職氏名

印

財産処分等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業により
取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、伊根町商工観光業振興対策事
業補助金交付要綱（平成 13 年伊根町要綱第 9 号）第 13 条の規定に基づき申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 財産区分、財産名、数量及び取得年月日
- 3 取得価格及び残存価額
- 4 処分制限期間及び経過年数
- 5 処分の方法
- 6 処分の理由

様式第9号（第13条関係）

様式第9号（第13条関係）

年 月 日
番 号

様

伊根町長

伊根町商工観光業振興対策事業補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のありました財産処分承認申請については、伊根町商工観光業振興対策事業交付要綱（平成13年伊根町要綱第9号）第13条第3項の規定に基づき、これを承認することといたしましたので通知します。

併せて、当該財産処分に伴う補助金の返還額を決定したので、下記のとおり通知いたします。

記

1. 承認条件

2. 納付の理由

3. 補助金確定額

円

4. 補助金の返還を要する額（納付金額）

円

5. 納付方法

口座振込又は別添の納付書による

6. 納付期限

様式第 10 号（第 14 条関係）

様式第 10 号（第 14 条関係）

取得財産等管理台帳
(補助事業名：)

区分財産名	財産名	数量	単価	取得金額	取得年月日	処分制限期間	備考

- (注)
- 1 対象となる取得財産等は、取得価格または効用増加価格が 10 万円以上の財産とする。
 - 2 財産の区分は、(イ)建物、(ロ)建物附属設備、(ハ)構築物、(ニ)車両・運搬具、(ホ)工具、器具・備品、(ヘ)機械・装置、(ト)その他とする。
 - 3 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。
 - 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
 - 5 処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とする。
 - 6 備考は、保管場所を記載するとともに、特に記録しておく事項を記載すること。